

第400号

いばらき

雇用ニュース

2015年8月



「花火大会（大子町）」（観光いばらき「写真ひろば」より）

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－おもな内容－

| | |
|-------------------------------------|-----|
| ・ 県内の雇用情勢 | 2 |
| ・ 永岡桂子厚生労働副大臣がハローワーク古河を視察 | 3 |
| ・ 学生の公平・公正な就職機会の確保にご協力をお願いします | 4 |
| ・ 雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります | 5～6 |
| ・ 雇用保険の給付金は、2年の時効の期間内であれば、支給申請が可能です | 7 |
| ・ 茨城県雇用関係主要指標 | 8 |

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.13倍

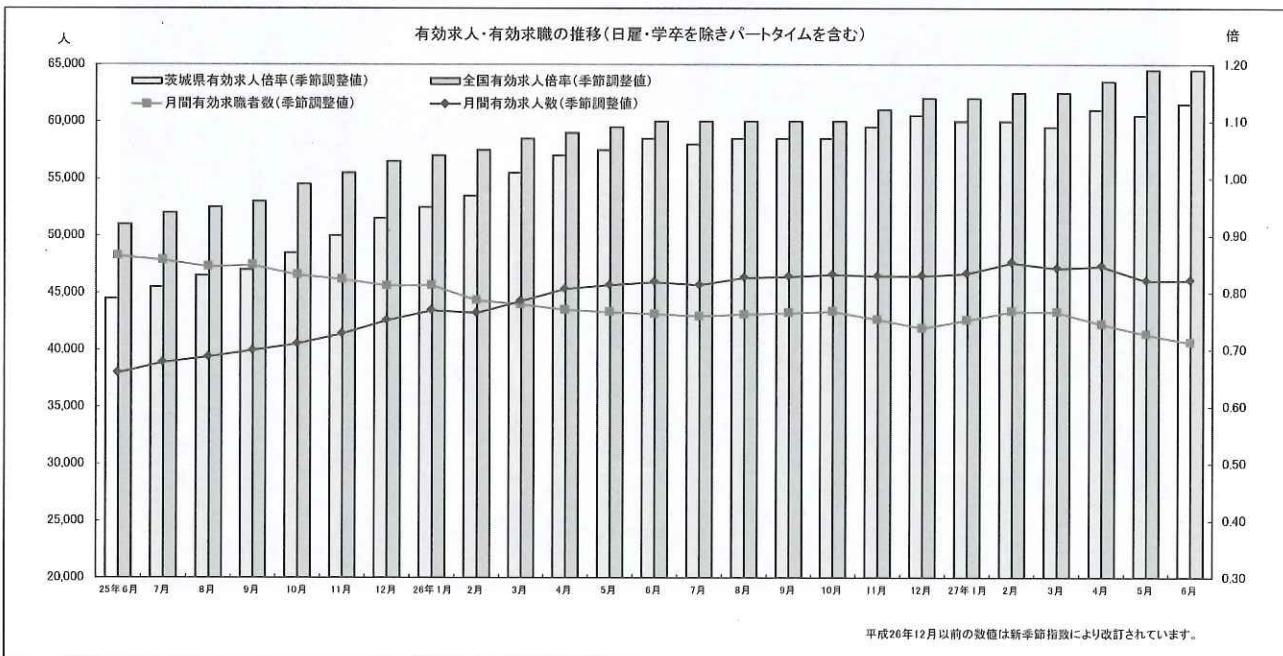
「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

1 概況

6月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は16,378人で、前年同月と比較して4.6%増と2ヶ月ぶりに増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同5.7%の増加となり、常用的パートタイムは同6.7%の増加となりました。新規求職申込件数は10,937人で前年同月比1.1%の増加となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同0.5%の減少、常用的パートタイムは同5.0%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同1.6%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同9.3%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は、44,056人で前年同月比は0.9%増と、2ヶ月ぶりに増加しました。一方、有効求職者数（原数値）は43,142人で同4.9%減と、23ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.13倍（季節調整値）で、前月を0.02ポイント上回りました。なお、原数値は1.02倍と前年同月を0.06ポイント上回りました。



新規求人の動き

新規求人数は16,378人となり、前年同月比で4.6%増と2ヶ月ぶりに増加となりました。

産業別にみると、医療・福祉（前年同月比19.9%増）、製造業（同16.6%増）などで増加となりましたが、運輸業、郵便業（前年同月比30.7%減）、宿泊業、飲食サービス業（同17.4%減）などが減少となりました。

規模別でみると、500～999人（前年同月比125.3%増）、1,000人以上（同70.8%増）、29人以下（同7.0%増）、100～299人（同6.0%増）は増加となり、300～499人（同29.7%減）、30～99人（同1.9%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比5.7%の増加となり、常用的パートタイムは同6.7%の増加となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は10,937人となり、前年同月比で1.1%増と3ヶ月ぶりに増加しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者67.9%（前年同月69.1%）と1.2ポイント下回り、数では前年同月比で0.5%の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で32.1%（前年同月30.9%）と1.2ポイント上回り、数では前年同月比で5.0%の増加となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数のうち34歳以下の若年者の占める割合は36.1%と前年同月（37.1%）を1.0ポイント下回りましたが、数では前年同月比で1.6%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は15.9%となり、前年同月（14.7%）を1.2ポイント上回り、数は前年同月比で9.3%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,366件で、前年同月と比較し2.0%増と3ヶ月ぶりに増加しました。また、新規求職申込件数に占める割合は21.6%と、前年同月（21.4%）を0.2ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は9,104人と、前年同月比で2.7%減と21ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は521人で、資格喪失者の割合では5.7%（前年同月6.0%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比2.8%減となりました。

永岡桂子厚生労働副大臣 がハローワーク古河を視察

平成 27 年 8 月 6 日、永岡桂子厚生労働副大臣がハローワーク古河を訪れ、職業紹介等の業務を視察しました。

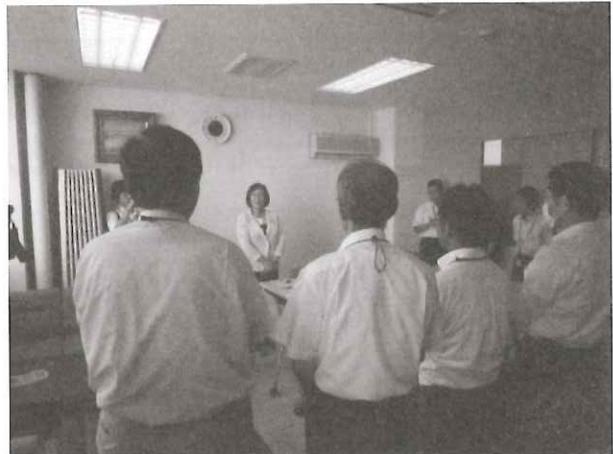
倉林正彰所長が、ハローワーク古河管内の労働市場の概況やハローワーク古河で実施している就職支援の取組について説明を行い、これに対し、永岡副大臣は、若年者や正社員の求人・求職の状況、子育て中の求職者を対象とした「マザーズコーナー」(※)について質問をするなど、熱心に耳を傾けていました。

その後、永岡副大臣は、ハローワーク古河の職員に対し、「地域社会のニーズに応えるべく、ハローワークとしての役割をしっかりと果たして下さい。」などと訓示を行いました。

※マザーズコーナー・・・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置等子連れで来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談、自治体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育てを両立しやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っている。茨城県内では、ハローワーク水戸・日立・古河の 3 所内に設置している。



ハローワーク古河の概況等について説明を受ける永岡副大臣



ハローワーク古河職員に訓示を行う永岡副大臣

事業主の皆さんへ

学生の公平・公正な就職機会の確保にご協力をお願いします。

新規学校卒業者の就職は、学生生活から新たに社会人生活に入る人生の大きな転機となるものです。これが、適切にできるかどうかによって、将来を左右することになります。

学生には多くの可能性があり、それを発揮できる職場への就職に向け日々チャレンジしています。こうした学生が、納得いくまで就職に挑戦できる環境を作ることが、就職後の若者のやる気にもつながります。

社会経験が少ない学生にとって、企業からの強い働きかけは、相当のプレッシャーになります。学生への対応に当たっては、学生の自主性を妨げることがないよう、ご配慮をお願いします。



人才確保に熱心になるあまり、就職活動中の学生に対して、次のような行為などを行わないようご留意ください。

- 自社の内々定と引き替えに他社への就職活動を取りやめるよう強要することなどの職業選択の自由を妨げる行為
- 学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為

<ハローワーク等に寄せられた相談事例>

- 面接担当者の目の前で、他社に就職活動の辞退を電話させたり、辞退メールを送るよう強要された。
- 内々定時に、入社しなかった場合には損害賠償が発生する旨の記載がある「誓約書」や「入社承諾書」へのサインを強要された。
- 面接室で長時間にわたり拘束され、内々定を出すからこの場で決断をするよう執拗に迫られたが、1日だけ時間がほしいと理解を求め、その日は帰宅した。その後、面接室に拘束された際に相当怖い思いをしたことが原因で、内々定を辞退した。

平成27年7月30日、「就職問題懇談会」※では、平成27年度の就職活動について、「緊急メッセージ」を発信しました。

※「就職問題懇談会」…文部科学省が事務局となり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行う、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される組織。

8月1日（土）からの採用選考活動開始に際し、公平・公正な就職・採用活動が担保されるよう、以下の点を改めて企業に要請する。

- 学生を長時間拘束するような選考会や行事等の実施の自粛
- 学生に対し、正式内定開始日前に内定受諾の意思確認書類の提出を求める行為の自粛

など（抜粋）



茨城労働局・ハローワーク

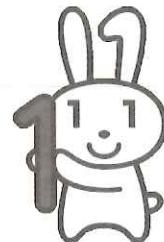
事業主の皆さんへ

平成28年1月から

雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります

1. マイナンバー制度の概要

- ◆社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。
- ◆平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- ◆雇用保険関係では、被保険者資格取得届などに個人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
- ◆今後、個人番号をキーにした事務処理を行うことにより、行政事務の効率化や雇用保険業務の適正な運営を行うことを目的としています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2. 個人番号の記載が必要となる届出

- ◆個人番号は、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続に使用する番号で、雇用保険業務では被保険者の資格取得や確認、給付などに利用します。
- ◆雇用保険業務においては、
 - ・平成28年1月から、被保険者資格取得届・資格喪失届などに個人番号※を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
 - ・在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。
※ハローワークから事業主に返戻する書類には個人番号は記載されません。
- ◆様式一覧（事業主提出用）
 - ① 雇用保険被保険者資格取得届、② 雇用保険被保険者氏名変更・喪失届
 - ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書※
 - ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書※ ⑤ 介護休業給付金支給申請書※
※事業主が提出する場合には労使間で協定を締結することが必要です。

＜個人番号の記載が必要となる様式の例＞

※ 様式案は現時点(27年7月)版です。また、裏面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。

●雇用保険被保険者資格取得届 (平成28年1月1日以降届出分)

A sample form for the "Employment Insurance Beneficiary Qualification Application Form". A callout box points to the "個人番号" (Personal Number) field, which is highlighted in red, indicating it is newly added.

被保険者の
「個人番号」欄が
追加されます。

●高年齢雇用継続給付受給資格確認票・ (初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書 (※) (平成28年1月1日以降届出分)

A sample form for the "High-Age Employment Continuation Benefit Application Form". A callout box points to the "個人番号" (Personal Number) field, which is highlighted in red, indicating it is newly added.

被保険者の
「個人番号」欄が
追加されます。

※外国人の氏名のアルファベット表記など、
今後様式の変更があります。

※事業主の方が提出することについて労使間で協定
を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出して
いただることとしています。

3. 個人番号の収集にあたっての留意事項

- ◆事業主は、被保険者資格取得届などの届出にあたり、従業員から個人番号を収集する場合には、事前に本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認をすることが必要です。
- ◆具体的には、個人番号カードによる確認または通知カードと写真付き身分証明書（運転免許証など）による確認が必要です。
- ◆加えて、マイナンバーを含む個人情報の漏えい、滅失または毀損^{きそん}の防止などの安全管理措置の実施や特定個人情報を委託先に提供するときには、委託先の適切な監督などの措置が必要です。
※ 詳細は、内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ」の「マイナンバーガイドライン」や「よくある質問」などを参照してください。

4. 法人番号の記載が必要となる届出

法人番号は、個人番号とは異なり、原則として公表され、自由に利用ができる番号です。

◆雇用保険業務において、

- ・平成28年1月から、事業所設置届などに法人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
- ・また、既に適用事業所となっている事業所（個人事業主を除く）の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。

◆様式一覧（事業主提出用）

①雇用保険適用事業所設置届、②雇用保険適用事業所廃止届

※ 下面に記載のアドレスに様式案を掲載しています。なお、個人事業主の場合は記載の必要はありません。

5. 電子申請による届出

- ◆個人番号を記載した雇用保険手続の届出を郵送などにより行う場合には、個人情報の漏えいのリスクが発生することから、個人番号の安全管理のためにも、電子申請による届出をお願いします。（郵送の場合は書留郵便による届出が原則）
- ◆電子申請にあたり電子証明書を取得していない場合には、事業主個人または事業主が指定する従業員の電子証明書機能付きの個人番号カードによる電子申請も可能ですので、ぜひ、この機会にご利用をお願いします。

電子申請 事前準備マニュアル

検索

＜マイナンバー制度の詳細とお問い合わせ先＞

制度の詳細

- ・内閣官房「マイナンバー 社会保障・税番号制度ホームページ」
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・厚生労働省「社会保障・税番号制度ホームページ（社会保障分野）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・雇用保険手続の届出様式案
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

マイナンバー

検索

制度のお問い合わせ

マイナンバーコールセンター 0570-20-0178 マイナンバー

(平日 9時30分～17時30分)
(土日祝日・年末年始を除く)

平成29年7月以降、一部の特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用促進助成金の申請に際しても、個人番号を利用することを予定しています。詳細については、追ってご案内します。



茨城労働局・ハローワーク

申請期限が過ぎたことにより給付を受けられなかつた方へ

雇用保険の給付金は、2年の時効の期間内で あれば、支給申請が可能です

雇用保険では、働く方が失業して収入がなくなった場合、働くことが困難となる場合、失業した方が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活や雇用の安定と就職の促進のために「失業等給付」が支給されます。

これまで

雇用保険の受給者保護と迅速な給付を行うために申請期限を厳守

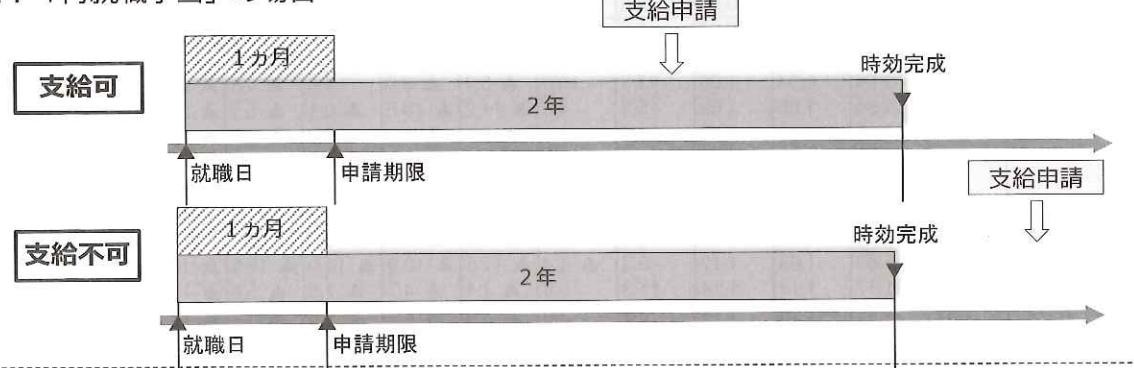


これから

雇用保険の迅速な給付のため、申請期限に申請を行っていただくことが原則ですが、申請期限を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間（2年間）について申請が可能になりました。

※また、以前に各給付金の支給申請を行ったにもかかわらず、申請期限が過ぎたことで支給されなかつた方についても、再度申請をしていただき、その申請日が各給付の時効の完成前で、各給付金の要件を満たしていれば、給付金は支給されます。

例：「再就職手当」の場合



対象となる給付

雇用保険の各給付のうち、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費、一般教育訓練に係る教育訓練給付金、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金です。

※申請期限内に支給申請が行われない場合は、通常より各給付金の支給が遅くなったり、上記の雇用保険の他の給付金が返還になる場合もありますので、申請期限内に支給申請を行っていただくようお願いします。



お問い合わせは 茨城労働局・各ハローワーク雇用保険窓口へ

茨城県雇用関係主要指標

| 項目 年・月 | 新規求人件数 | | | 新規求職申込件数 | | | 月間有効(月平均) | | 就職件数 全数 | 雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分) |
|-----------|--------|------------|------------|----------|-----------|------------|-----------|--------|------------|-------------------------------|
| | 全数 | うち 2次産業 | うち 3次産業 | 全数 | うち 若年者 | うち 高年齢者 | 求人全数 | 求職全数 | | |
| 24年度月平均 | 14,362 | 3,226 | 10,965 | 11,967 | 4,682 | 1,631 | 38,569 | 48,253 | 3,862 | 10,913 |
| 25年度月平均 | 15,150 | 3,340 | 11,690 | 11,479 | 4,363 | 1,648 | 40,562 | 46,730 | 3,801 | 10,591 |
| 26年度月平均 | 17,004 | 3,552 | 13,285 | 11,079 | 4,048 | 1,722 | 46,385 | 43,022 | 3,677 | 8,943 |
| 26年4月 | 16,591 | 3,702 | 12,710 | 15,026 | 5,355 | 2,821 | 45,050 | 46,915 | 4,555 | 7,988 |
| 5 | 16,114 | 3,431 | 12,552 | 11,532 | 4,177 | 1,892 | 43,873 | 46,638 | 3,918 | 9,346 |
| 6 | 15,657 | 3,232 | 12,206 | 10,822 | 3,993 | 1,585 | 43,683 | 45,366 | 3,887 | 9,355 |
| 7 | 16,366 | 3,805 | 12,414 | 10,818 | 4,083 | 1,617 | 43,656 | 44,240 | 3,600 | 9,962 |
| 8 | 17,037 | 3,246 | 13,657 | 9,721 | 3,695 | 1,349 | 44,950 | 42,754 | 3,038 | 9,787 |
| 9 | 17,995 | 3,888 | 13,838 | 11,602 | 4,262 | 1,672 | 47,866 | 43,657 | 3,825 | 9,737 |
| 10 | 18,244 | 3,938 | 14,081 | 11,278 | 4,172 | 1,812 | 48,926 | 43,995 | 3,839 | 9,268 |
| 11 | 16,001 | 3,257 | 12,647 | 8,533 | 3,120 | 1,327 | 47,149 | 40,902 | 3,117 | 8,621 |
| 12 | 14,810 | 2,957 | 11,713 | 7,454 | 2,727 | 1,122 | 45,239 | 37,189 | 2,884 | 8,385 |
| 27年1月 | 18,337 | 4,058 | 14,124 | 11,947 | 4,332 | 1,849 | 45,912 | 38,755 | 3,003 | 8,377 |
| 2 | 19,470 | 3,732 | 15,575 | 11,817 | 4,204 | 1,758 | 49,356 | 41,295 | 3,436 | 8,246 |
| 3 | 17,423 | 3,373 | 13,897 | 12,392 | 4,453 | 1,864 | 50,961 | 44,554 | 5,017 | 8,239 |
| 27年4月 | 16,612 | 3,380 | 13,047 | 14,036 | 4,723 | 3,081 | 47,342 | 45,602 | 4,480 | 7,677 |
| 5 | 15,095 | 2,869 | 12,088 | 10,504 | 3,751 | 1,753 | 43,665 | 44,021 | 3,540 | 8,637 |
| 6 | 16,378 | 3,690 | 12,539 | 10,937 | 3,928 | 1,732 | 44,056 | 43,142 | 3,713 | 9,104 |
| 28年1月 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |

| 項目 年・月 | 求人倍率(季調値)(倍) | | | | 前年同月比増減率(%) | | | | | | 全国 完全失業者 | | |
|-----------|--------------|------|------|------|-------------|-------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|---------|
| | 新規 | | 有効 | | 新規求人 | | 新規求職 | | 就職件数 | | 受給者実人員 | | |
| | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | 茨城 | 全国 | |
| 24年度月平均 | 1.20 | 1.32 | 0.80 | 0.82 | 5.5 | 10.1 | ▲ 6.4 | ▲ 7.6 | 0.7 | ▲ 1.5 | ▲ 8.1 | ▲ 7.8 | 280 4.3 |
| 25年度月平均 | 1.32 | 1.53 | 0.87 | 0.97 | 5.5 | 8.4 | ▲ 4.1 | ▲ 6.9 | ▲ 1.6 | ▲ 2.3 | ▲ 3.0 | ▲ 8.6 | 256 3.9 |
| 26年度月平均 | 1.53 | 1.69 | 1.08 | 1.11 | 12.2 | 3.6 | ▲ 3.5 | ▲ 5.7 | ▲ 3.3 | ▲ 5.3 | ▲ 15.6 | ▲ 11.4 | 233 3.6 |
| 26年4月 | 1.51 | 1.64 | 1.04 | 1.08 | 27.5 | 10.0 | ▲ 3.7 | ▲ 6.0 | 4.6 | ▲ 4.3 | ▲ 24.5 | ▲ 17.7 | 254 3.6 |
| 5 | 1.51 | 1.64 | 1.05 | 1.09 | 15.3 | 4.0 | ▲ 11.2 | ▲ 10.5 | ▲ 0.1 | ▲ 6.7 | ▲ 22.9 | ▲ 20.2 | 242 3.5 |
| 6 | 1.51 | 1.65 | 1.07 | 1.10 | 21.2 | 8.1 | ▲ 0.3 | ▲ 1.7 | 5.7 | ▲ 0.7 | ▲ 21.4 | ▲ 12.4 | 245 3.7 |
| 7 | 1.48 | 1.66 | 1.06 | 1.10 | 11.8 | 4.5 | ▲ 6.6 | ▲ 9.3 | ▲ 8.2 | ▲ 6.4 | ▲ 20.0 | ▲ 13.2 | 248 3.8 |
| 8 | 1.53 | 1.65 | 1.07 | 1.10 | 13.4 | ▲ 0.6 | ▲ 6.4 | ▲ 9.2 | ▲ 4.5 | ▲ 8.1 | ▲ 19.2 | ▲ 12.9 | 231 3.5 |
| 9 | 1.57 | 1.68 | 1.07 | 1.10 | 18.6 | 6.3 | ▲ 0.4 | ▲ 1.8 | 0.1 | ▲ 1.9 | ▲ 14.2 | ▲ 8.8 | 233 3.6 |
| 10 | 1.58 | 1.69 | 1.07 | 1.10 | 12.8 | 1.1 | ▲ 5.0 | ▲ 6.7 | ▲ 6.8 | ▲ 6.5 | ▲ 15.4 | ▲ 10.4 | 233 3.5 |
| 11 | 1.53 | 1.69 | 1.09 | 1.12 | 0.3 | ▲ 4.4 | ▲ 11.5 | ▲ 10.9 | ▲ 14.0 | ▲ 10.9 | ▲ 13.7 | ▲ 11.2 | 219 3.5 |
| 12 | 1.62 | 1.77 | 1.11 | 1.14 | 11.3 | 5.6 | ▲ 3.4 | ▲ 4.7 | ▲ 7.5 | ▲ 5.9 | ▲ 11.5 | ▲ 8.2 | 210 3.4 |
| 27年1月 | 1.52 | 1.77 | 1.10 | 1.14 | 5.1 | 3.0 | ▲ 3.4 | ▲ 6.7 | ▲ 9.6 | ▲ 5.7 | ▲ 10.3 | ▲ 9.5 | 231 3.6 |
| 2 | 1.52 | 1.63 | 1.10 | 1.15 | 11.0 | 1.7 | 8.7 | 1.0 | ▲ 1.9 | ▲ 3.4 | ▲ 3.7 | ▲ 7.5 | 226 3.5 |
| 3 | 1.53 | 1.72 | 1.09 | 1.15 | 4.8 | 4.7 | 1.3 | ▲ 1.7 | ▲ 0.8 | ▲ 3.7 | ▲ 0.3 | ▲ 5.3 | 228 3.4 |
| 27年4月 | 1.57 | 1.77 | 1.12 | 1.17 | 0.1 | 0.1 | ▲ 6.6 | ▲ 7.8 | ▲ 1.6 | ▲ 4.8 | ▲ 3.9 | ▲ 6.5 | 234 3.3 |
| 5 | 1.52 | 1.78 | 1.11 | 1.19 | ▲ 6.3 | ▲ 4.0 | ▲ 8.9 | ▲ 10.8 | ▲ 9.6 | ▲ 10.4 | ▲ 7.6 | ▲ 12.6 | 224 3.3 |
| 6 | 1.61 | 1.78 | 1.13 | 1.19 | 4.6 | 6.8 | 1.1 | ▲ 0.4 | ▲ 4.5 | ▲ 2.5 | ▲ 2.7 | ▲ 5.8 | 224 3.4 |
| 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | |
| 28年1月 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |

(注)1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む。

3. ▲印は減少を示す。

4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。

なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)

5. 平成26年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。